

(仮訳)

金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与 (ML/TF) リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を奨励するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらさずそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を奨励する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に精通した専門家があり、その欠陥を対応する義務者が進展をみせていないか、あるいは FATF と特定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から避けるリスクを考慮するよう加盟国に要請する。

エグアドル*
エチオピア
インドネシア
ケニア
ミャンマー
パキスタン
サントメ・プリンシペ
シリア
タンザニア
トルコ
ベトナム
イエメン

\* この国は FATF 声明で特定されて以降、顕著な進展を見せていない。もし当該国が 2013 年 10 月までに顕著な改善を催さない場合には、FATF は全ての加盟国に対し、当該国に関連したリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

FATF に認められたアクションプランの大部分を対応したナジュリアの進捗に従い、同国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善: 継続プロセス」に掲載されている。

イラン

イランはこれまでに FATF と連携し、近時に FATF に対して資料の提出を行ったにもかかわらず、FATF は、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルルネス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与の脅威が継続している国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各々国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意識ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2013 年 10 月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

2013 年 2 月以降、DPRK は直接 FATF と連携することを継続しており、APG (アジア太平洋 FATF 型地域体) と更に連携を行っている。FATF は同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランに関して FATF と合意に至るよう、FATF 及び APG との連携を強化することを求める。

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意識ある対応をとることを求める。

FATF は、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・

金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言した。2011年2月25日付の要請内容を改めて求める。FATFは、強化された監視に加え、DPRKより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるホルムズ契約を防止すべきであり、また、国内でDPRK系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

#### エチオピア

FATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。FATFは、2013年9月までにテロ資金供与対策の改正規定を制定することについての国民議会議員のコミットメントを認める。同国は、FATF及びGAFISUDと継続して協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄・テロ資金供与に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協働強化の確保を含む、これらの分野におけるエチオピアの継続した進捗不足を考慮し、もし同国が2013年10月までに顕著な措置をとらない場合には、FATFは全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請する。

#### エチオピア

エチオピアは、2013年1月に成立した資金洗浄・テロ資金供与対策に係る法律を通じた資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を見せている。しかし、同国のFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦路上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。エチオピアは、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、及び②国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、パランクス、抑止力を備えた罰則の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を総

纏すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### インドネシア

インドネシアは、2013年2月に成立したテロ資金供与対策に係る法律を通じたテロ資金供与の適切な犯罪化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、インドネシアのFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦路上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。FATFは、同国が国際基準を遵守するために、残存する問題に対応することを懸念する。

#### ケニア

ケニアは、予防的措置及び監督に係る欠陥に対応する、資金洗浄対策の関連規則及び資金送金規則の発布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ケニアのFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦路上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸

#### ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を見せている。しかし、ミャンマーのFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦路上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリス

ト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しの際のさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FAITF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を懸念する。

#### パキスタン

パキスタンは、国際基準に概ね整合的にテロ資金供与行為を犯罪化するためのテロ対策法の改正を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。FAITF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにもかかわらず、同国は、そのアクションプランの完全な履行に十分な進歩を示しておらず、主要なテロ資金供与対策に、ある一定の重大な欠陥が残存している。パキスタンは、テロ資金供与罪、テロリスト資産を特定し凍結することについての国際基準を満たすため、テロ対策法の更なる改正を含む、追加的な措置を講じる必要がある。FAITFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペの、FAITF及びGIABA(西アフリカFAITF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FAITFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### シリア

シリアの、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するために

FAITF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFAITF型地域体)と協働するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①国連安保理決議1373に基づく義務を履行するための、十分な法整備及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、及び②司法共助のための適切な法律・手続の導入を含む、これらの欠陥に対処するためにアクションプランへの取組を継続すべきである。FAITFは、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを、同国に対し懸念する。

#### タンザニア

タンザニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FAITF及びESAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにもかかわらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内にも関わらず、同国は、テロ資金供与対策において、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行に関してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FAITFは同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### トルコ

トルコは、2013年2月のテロ資金供与対策関連法の成立及び2013年5月の同法を実施するための規則の発布を含む、テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩を見せている。FAITFは、同国の国際基準の遵守を改善するこれらの顕著な進歩を歓迎する。しかし、FAITFは、この規則の発布は余りに近時に行われたものであるため、FAITFは規則を審査しておらず、トルコのテロ資金供与対策の体制における継続した欠陥に関して、どの程度対応されたかを判定できていない。国際基準の遵守レベルが十分なものとなるよう、トルコは残存する懸念事項を明らかにしなければならぬ。FAITFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### ベトナム

ベトナムは、テロ対策関連法の議会での可決を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FAITF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにもかかわらず、同国はそのアクションプランの履行において

十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び APG と協調し、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②国際基準に従い法人を刑事責任の対象とすること、及び③国際協力強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

#### イエメン

イエメンは、FATF 及び MENAFATF と協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③時にテロ資金供与に関し、金融機関における疑わしい取引の届出義務の遵守を確保するため、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視・監督能力の発展、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

( 以 上 )

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：  
継続プロセス

2013年6月21日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに特定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす異なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを推奨する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋 FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡・凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州 FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し追跡・凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

アンゴラ

2010年6月、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の没収及びテロリスト資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に機能する金融情報機関の確保、及び④司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、他国の金融監督機関との協力のための手続を設ける新たな規則を発布したことを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化及びテロリスト関連資産の凍結に関する残存する問題への対応、②金融情報機関及びテロリストの出田義務における残存する問題への対応、③全ての金融セクターに対する国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化、及び④監督に関する国際的な協力手段の実施の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するた

め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

#### ハンガリー

2010年10月、ハンガリーはFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、テロ資金供与対策の法律における必要な改正について可決したこと、及び国連安保決議を履行するためのテロリズム防止及びテロ資金供与対策に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に向けた顕著な進歩を待たない。同国は、①テロリズム資産を特定し凍結するための戦路上重大な欠陥に対応するため、金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

#### カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATFはカンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリズム資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、③完全かつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び④クロスボーダー一環金融取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

#### キューバ

2013年2月、キューバはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、

資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、GAFISUD(南米FATF型地域体)の金融情報機関との協力に関する覚書の締結、及び新たな顧客管理措置と異わしい取引の届出に関する措置の発効を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩を見せている。これらの措置は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ審査していない。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリズム資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③顧客管理措置の改善、④疑わしい取引の届出義務の改善、⑤完全かつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。

#### クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結及び資金洗浄・テロ資金供与対策に係る法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。この法律の制定は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定できていない。①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリズム資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保、④効果的な顧客管理措置の構築、⑤特に金融情報機関の運営上の自律性に対処した、完全かつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

#### キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びOEAC(ヨーロッパFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化を改善する改正刑法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を示してきた。しかし、FATFは、キルギスの資金洗浄・テロ

## モロッコ

モロッコが、FATF及びMENAFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進歩を示してきた。モロッコは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪圏の拡大のための改正法の採択、顧客管理措置の義務の拡大や金融情報機関の運営に関して講じた措置を含む、アクションプランの大部分に対処してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため現地調査を行う。

## ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦路上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

## ネパール

2010年2月、ネパールはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄防止に関する改正規則及び犯罪収益及び犯罪供与物の集積、差押、及び没収に向けた顕著な進歩を見ている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②司法共助法制が適切に履行されていることを証明すること、及び③効果的に機能する金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

資金供与対策に、ある一定の戦路上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化に係る残存の問題について、必要に応じて、明確にする事及び対応すること、②テロリスト資産を特定し凍結するための枠組みに依存する残存の問題に対応すること、及び③全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続することを懸念する。

## ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する金融情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、及び⑦テロリストに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、及び⑧テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組んでいく。FATFは、アクションプランの履行により、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを懸念する。

## モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法の制定、テロ対策法の改正、法人の中央政府登録に関する法律の改正を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見ている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦路上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、及び④金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

## ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、多くの届出機関が金融情報機関に登録されたことを義務付けるための規則の発出、及びテロリスト資産を凍結するための枠組みを創設することを目的とした大統領令の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、FATF及びCFATFと協働し、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを要する。

## ナイジェリア

ナイジェリアが、FATF及びGIABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進歩を示してきた。ナイジェリアは、資金洗浄及びテロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の制定、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、顧客管理措置の義務が全ての金融機関に適用されること、確保、資金洗浄・テロ資金供与の全体的な監督枠組みの改善を含む、アクションプランの大部分に対処してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため現地調査を行う。

## スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。最初のアクションプランが策定された後、同国は相互審査を受けており、審査で特定された更なる戦略上重大な欠陥は、改訂されたアクションプランに含まれている。また、改訂されたアクションプランに対しては、新たな政治的コミットメントが示

された。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保、及び⑦国際協力及び司法共助に関する適切な法律、手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを要する。

## タンザニア

2011年6月、タンザニアはFATF及びEACと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化を改善する刑法の改正法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。タンザニアは、FATF及びEACと協働して金の没収するため、及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び⑧顧客管理措置に関する残存する問題への対応、⑨資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを要する。

## ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、2013年6月20日に資金洗浄・テロ資金供与対策の法律が成立したことを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。この法律の成立は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に關し、どの程度対応されたかを判定していない。①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する



金融機関の意識向上と遵守の確保、及び⑥適切な司法共助法制の制定と旅行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### 十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2013年6月までにアクションプランの大部分を履行するため十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求める追加的な措置をとる。

#### アルジェリア

アルジェリアは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでのコミットメントを示したにもかかわらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③顧客管理措置の改善を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するために、アクションプランの履行において、FATF 及び MENAFATF と協働することを継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダは、FATF 及び CFAATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにもかかわらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示

しておらず、一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、全体的な監督枠組みの改善を継続することを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行に継続して取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### 国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセスの対象から除外される国・地域

(仮訳)

#### ボリビア

FATFは、ボリビアの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGAPISUDと協働して継続する。

#### ブルネイ・ダルサラーム

FATFは、ブルネイ・ダルサラームの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2011年6月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

#### フィリピン

FATFは、フィリピンの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告に

において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題、特に、資金洗浄・テロ資金供与対策の目的のためにカジノセクターを規制すること、及び資金洗浄・テロ資金供与対策の義務の対象に含めることへの対応をAPGと協働して継続する。

#### スリランカ

FATFは、スリランカの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題、特に、テロリスト資産を特定し凍結するための手続の継続的な履行の確保をAPGと協働して継続する。

#### タイ

FATFは、タイの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

( 以上 )